

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-147097

(P2015-147097A)

(43) 公開日 平成27年8月20日(2015.8.20)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 1 B 1/00 (2006.01)	A 6 1 B 1/00 3 0 0 B	2 H 0 4 0
A 6 1 B 1/04 (2006.01)	A 6 1 B 1/04 3 7 2	4 C 1 6 1
G 0 2 B 23/24 (2006.01)	G 0 2 B 23/24 A	

審査請求 有 請求項の数 10 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2015-98580 (P2015-98580)	(71) 出願人	000000376 オリンパス株式会社
(22) 出願日	平成27年5月13日 (2015.5.13)		東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4番2号
(62) 分割の表示	特願2011-111228 (P2011-111228) の分割	(74) 代理人	100106909 弁理士 棚井 澄雄
原出願日	平成23年5月18日 (2011.5.18)	(74) 代理人	100064908 弁理士 志賀 正武
		(74) 代理人	100094400 弁理士 鈴木 三義
		(74) 代理人	100086379 弁理士 高柴 忠夫
		(74) 代理人	100139686 弁理士 鈴木 史朗
		(74) 代理人	100161702 弁理士 橋本 宏之

最終頁に続く

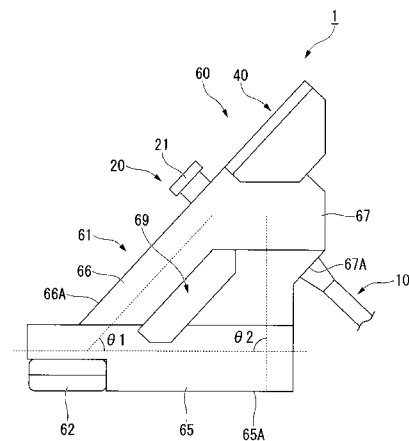
(54) 【発明の名称】 内視鏡装置

(57) 【要約】

【課題】長尺な挿入部を有していても、安定して操作ができる筐体を備える内視鏡装置を提供する。

【解決手段】内視鏡装置1は、先端部に撮像機構を有し、湾曲可能な長尺の挿入部10と、撮像機構で取得された画像を表示する表示部40と、挿入部10の湾曲操作を行う操作部20と、正面側に表示部および操作部が収容され、正面側と反対の背面側に挿入部10が接続された筐体61とを備え、筐体61は、接地面65Aを有するベース部65と、挿入部10が接続された背面部67と、を具備し、側面視において、ベース部65からの高さ方向の midpoint を通り、ベース部65に平行な第1の平面を境として、筐体61におけるベース部65側の領域を下部領域、ベース部65と反対側の領域を上部領域と称するとき、挿入部10は、背面部67のうち、下部領域に属する部位または高さ方向の中央部から、高さ方向において下方に向かって延ばされている。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

先端部に撮像機構を有し、湾曲可能な長尺の挿入部と、
前記撮像機構で取得された画像を表示する表示部と、
前記挿入部の湾曲操作を行う操作部と、
正面側に前記表示部および前記操作部が収容され、前記正面側と反対の背面側に前記挿入部が接続された筐体と、

を備え、

前記筐体は、

下部に設けられ、接地面を有するベース部と、

前記ベース部から立ち上がり、前記挿入部が接続された背面部と、

を具備し、

側面視において、前記ベース部からの高さ方向の midpoint を通り、前記ベース部に平行な第 1 の平面を境として、前記筐体における前記ベース部側の領域を下部領域、前記ベース部と反対側の領域を上部領域と称するとき、

前記挿入部は、

前記背面部のうち、前記下部領域に属する部位または前記高さ方向の中央部から、前記高さ方向において下方に向かって延ばされている

ことを特徴とする内視鏡装置。

【請求項 2】

前記筐体は、電源として機能するバッテリーをさらに備える

ことを特徴とする請求項 1 に記載の内視鏡装置。

【請求項 3】

前記バッテリーは、前記下部領域に取り付けられている

ことを特徴とする請求項 2 に記載の内視鏡装置。

【請求項 4】

前記バッテリーは、前記ベース部に取り付けられている

ことを特徴とする請求項 3 に記載の内視鏡装置。

【請求項 5】

前記挿入部は、前記背面部のうち、下方に向いた斜面から下方に向かって延びている

ことを特徴とする請求項 1 に記載の内視鏡装置。

【請求項 6】

前記筐体に配置された内蔵物および前記筐体の質量は、

前記上部領域の質量よりも前記下部領域の質量の方が大きい

ことを特徴とする請求項 1 に記載の内視鏡装置。

【請求項 7】

前記ベース部から立ち上がり、上面に前記表示部および前記操作部が配置された正面部を有し、

前記側面視において、前記ベース部を垂直二等分する第 2 の平面を境として、前記筐体における前記正面部側の領域を前方領域、前記背面部側の領域を後方領域と称するとき、

前記筐体に配置された内蔵物および前記筐体の質量は、

前記前方領域の質量よりも前記後方領域の質量の方が大きい

ことを特徴とする請求項 1 に記載の内視鏡装置。

【請求項 8】

前記前方領域と前記後方領域との質量比が 10 : 90 ~ 45 : 55 の範囲内となるように前記内蔵物が配置されていることを特徴とする請求項 7 に記載の内視鏡装置。

【請求項 9】

前記筐体は、

前記ベース部から立ち上がり、上面に前記表示部および前記操作部が配置された正面部を有し、

10

20

30

40

50

側面視において、前記ベース部を垂直二等分する第2の平面を境として、前記筐体における前記正面側側の領域を前方領域、前記背面側側の領域を後方領域と称するとき、前記表示部および前記挿入部は、前記後方領域に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の内視鏡装置。

【請求項10】

前記筐体は、電源として機能するバッテリーをさらに備え、前記バッテリーは、前記前方領域に設けられていることを特徴とする請求項9に記載の内視鏡装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

本発明は、内視鏡装置、より詳しくは、挿入部を湾曲させる操作部と、挿入部で取得された映像を表示する表示部とが、同一の筐体に収容された内視鏡装置に関する。

【背景技術】

【0002】

長尺な挿入部の先端部に撮像機構を備えた内視鏡装置は、細長いアクセス経路の先にある被検物の観察や、被検物の内部観察等に広く用いられている。

近年、内視鏡装置の改良の一つの方向性として、挿入部で取得された映像を表示する表示部と、挿入部の湾曲操作を行う操作部とを一つの筐体に収容し、操作を容易にすることが検討されている。

20

【0003】

特許文献1には、表示部および操作部が共通の筐体に収容された内視鏡装置が記載されており、2種類の筐体形状が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】米国特許出願公開第2007/0070340号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、特許文献1に記載された筐体は、置いた時の安定性に欠ける、筐体自体に安定性はあるものの、長尺な挿入部の重みにより倒れやすい等の課題が依然として残されている。したがって、長尺な挿入部を有していても、安定して操作ができる筐体の登場が依然として期待されている。

30

【0006】

本発明は、上述したような事情に鑑みてなされたものであって、長尺な挿入部を有していても、安定して操作ができる筐体を備える内視鏡装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の内視鏡装置は、先端部に撮像機構を有し、湾曲可能な長尺の挿入部と、前記撮像機構で取得された画像を表示する表示部と、前記挿入部の湾曲操作を行う操作部と、正面側に前記表示部および前記操作部が収容され、前記正面側と反対の背面側に前記挿入部が接続された筐体と、を備え、前記筐体は、下部に設けられ、接地面を有するベース部と、前記ベース部から立ち上がり、前記挿入部が接続された背面部と、を具備し、側面視において、前記ベース部からの高さ方向の midpoint を通り、前記ベース部に平行な第1の平面を境として、前記筐体における前記ベース部側の領域を下部領域、前記ベース部と反対側の領域を上部領域と称するとき、前記挿入部は、前記背面部のうち、前記下部領域に属する部位または前記高さ方向の中央部から、前記高さ方向において下方に向かって延ばされていることを特徴とする。

40

50

【発明の効果】

【0008】

本発明の内視鏡装置によれば、安定性を有する筐体とすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明の第一実施形態の内視鏡装置を示す図である。

【図2】同内視鏡装置の筐体を示す左側面図である。

【図3】同筐体内の断面図であり、主な内蔵物の配置を併せて示す図である。

【図4】同筐体に配置される基板の一部の構造を示す図である。

【図5】本発明の第二実施形態の内視鏡装置における筐体を示す左側面図である。

【図6】指掛け穴の他の例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

本発明の第一実施形態の内視鏡装置について、図1から図4を参照して説明する。本実施形態の内視鏡装置1は、細長いアクセス経路の先にある被検物の観察や、被検物の内部観察等に用いられる。

内視鏡装置1は、図1に示すように、長尺の挿入部10と、挿入部10の湾曲操作を行うための操作部20と、挿入部10で取得された映像を表示する表示部40と、操作部20および表示部40を収容する筐体61を含む筐体部60とを備えている。

【0011】

挿入部10は、先端部に観察光学系11およびLED等の照明機構12、並びに図示しないCCD等の撮像機構を備えた公知の構成を有しており、先端部前方の被検物等の静止画像や動画等の映像を取得することができる。また、図示しない複数の節輪または湾曲コマ（以下、「節輪等」と総称する。）が軸線方向に並べて連結された公知の湾曲部13を有しており、自身の中心軸線と交差する二軸において中心軸線から離間する四方向に湾曲可能である。複数の節輪等のうち、最も先端側の節輪等には、上記四方向に対応した四本のワイヤ等の操作部材が接続されている。各操作部材は、各節輪等を通して筐体61の内部まで延び、操作部20に接続されている。

【0012】

操作部20は、湾曲部13を操作するための第一ジョイスティック21と、表示部40に表示されるカーソル等を操作するための第二ジョイスティック22と、第一ジョイスティック21を介して操作される湾曲機構とを有する。

第一ジョイスティック21および湾曲機構は公知の構成を有し、第一ジョイスティック21を所望の方向に倒すことで、湾曲機構に接続された操作部材を軸線方向に進退させ、湾曲部13を湾曲させることができる。第二ジョイスティック22は、一方の端部が後述するスイッチ用基板に取り付けられた電気的操作機構であり、倒した方向がスイッチ用基板に入力されることにより、カーソルが当該方向に移動される。

【0013】

表示部40は、LCD等のディスプレイ41と、ディスプレイ41の表示を制御する表示制御基板（後述）とを備えた公知の構成を有する。ディスプレイ41は、表示制御基板を介して挿入部10の撮像機構11と接続されており、撮像手段11で取得された映像が信号に変換された映像信号を受信し、映像として表示する。

【0014】

筐体部60は、筐体61と、筐体61に取り付けられたバッテリー62およびシェード63とを備えている。バッテリー62は、内視鏡装置1の電源であり、シェード63は、ディスプレイ41に日光等が入射して見にくくなることを防ぐもので、いずれも公知のものを適宜選択して用いることができる。

筐体61は、下部に設けられ、接地面を有するベース部65と、ベース部65と所定の角度をなしてベース部65から立ち上がる正面部66および背面部67とを備えている。

【0015】

10

20

30

40

50

図2は筐体部60の左側面図である。なお、筐体61の形状を見やすくするため、図2以降の図面においては、シェード63を省略して示している。筐体61は、側面視において、ベース部65、正面部66、および背面部67を各辺とする三角形（略三角形を含む。）を呈するように形成されている。ベース部65と正面部66とがなす角度（第一の角度）1は、ベース部65と背面部67とがなす角度（第二の角度）2よりも小さく設定されている。

【0016】

ベース部65は、所定の厚みを有する略平板状に形成されており、下方の接地面65Aを地面や机上に接触させることで、筐体61を安定した状態で置くことができる。ベース部65において、正面部66が立ち上がる前方側は、下部が切りかかれて厚みが減少されており、下部に形成されたスペースにバッテリー62が着脱可能に取り付けられている。

本実施形態では、バッテリー62は筐体61の外側に取り付けられているが、これに代えてバッテリーが筐体の内部に取り付けられてもよい。

【0017】

正面部66は、略直方体状に形成されており、上方に向いた上面66Aの上方に表示部40が取り付けられ、表示部の下方に操作部20の各ジョイスティック21、22が取り付けられている。正面部66において、第一ジョイスティック21よりも下方の領域は、図1に示すように、第一ジョイスティック21より上方の領域よりも幅方向の寸法が小さく設定されており、使用者が把持するグリップ部68とされている。

【0018】

背面部67は、ベース部65と正面部66とを接続することにより、筐体61に剛性を付与している。また、挿入部10の基端部は背面部67に接続されており、背面部67のうち、下方に向いた斜面67Aから下方に向かって延びている。

【0019】

図3は、筐体61の断面図であり、併せて筐体61の内部に収容された主な内蔵物のレイアウトを模式的に示している。筐体61内には、複数の基板が収容されているが、最も大きいメイン基板71はベース部65内の空間のうち、バッテリー62よりも後方に配置されている。ベース部65内の空間のうち、バッテリー62の上方の領域には、第二ジョイスティック22と接続されるスイッチ用基板72が収容されている。

【0020】

ディスプレイ41を制御する表示制御基板73は、筐体61内であって、ディスプレイ41の後方（裏側）に取り付けられている。また、内視鏡装置1の各部の動作を制御する装置制御基板74は、背面部67内の下方に配置されている。

【0021】

上述した各基板のうち、メイン基板71および装置制御基板74は、図4に示すように、配線パターン75やICチップ76等が設けられた上面が、樹脂層77により封止されており、スパーク等の発生が抑制されている。すなわち、内視鏡装置1は防爆仕様となっており、メイン基板71および装置制御基板74は、一般的な内視鏡装置が備えるもの比べて、より大きい質量を有している。

筐体61の内部には、この他にも挿入部10および第一ジョイスティック21と接続された湾曲機構23や、各部を接続する図示しない配線等が配置されている。

【0022】

内蔵物が上述のように配置されて筐体61内に収容されている結果、筐体の高さH1の中点より上側の上部領域Auと下側の下部領域Adとでは、下部領域Adの方がより質量が大きくなっており、例えば質量比が3：7に設定されている。この質量配分は、メイン基板71がベース部65内に配置されていること、バッテリー62がベース部65に取り付けられていること、装置制御基板74が背面部67内下方に配置されていること、および筐体61が側面視においてベース部65を底辺とする略三角形に形成されていること等を主要な要素として実現されている。

【0023】

10

20

30

40

50

また、筐体 6 1 のうち、正面部 6 6 と背面部 6 7 とを接続するように延びるベース部 6 5 の長手方向中点よりバッテリー 6 2 側の前方領域 A f と挿入部 1 0 側の後方領域 A r とでは、質量比が 1 0 : 9 0 ~ 4 5 : 5 5 の範囲に収められている。これにより、筐体 6 1 を前後に傾かせる力が発生しにくくされている。

【 0 0 2 4 】

ベース部 6 5 および正面部 6 6 が所定の厚みに設定されていることにより、筐体 6 1 には、正面部 6 6 の幅方向に貫通する指掛け穴 6 9 が形成されている。正面部 6 6 の厚み t 1 は、長手方向にわたって略同一であるため、指掛け穴 6 9 の上側は正面部 6 6 と略平行となっている。指掛け穴 6 9 の側面視における長手方向寸法は、一般的な大きさの手の指を 4 本一列に並べられる程度の長さを有し、使用者がグリップ部 6 8 を把持する際に拇指以外の 4 本の指を通す箇所として機能する。

10

【 0 0 2 5 】

以上のように構成された、内視鏡装置 1 の使用時の動作について説明する。

筐体 6 1 を持って内視鏡装置 1 を使用する場合、使用者は、拇指以外の 4 本の指を指掛け穴 6 9 に通し、拇指を正面部 6 6 の上面 6 6 A 側に配置してグリップ部 6 8 を把持する。図 3 に示すように、指掛け穴 6 9 は、前方領域 A f と後方領域 A r との境界にかかるように形成されているため、使用者は、筐体 6 1 の前後方向中心付近を把持することになる。この把持状態と上述した内蔵物の配置とにより、筐体 6 1 はベース部 6 5 を下方にして安定し、接地面 6 5 A が概ね鉛直方向と平行な状態が保持されるため、使用者は、表示部 4 0 に表示される映像を見ながら、拇指で操作部 2 0 を好適に操作することができる。

20

【 0 0 2 6 】

使用時間が長時間に及ぶ等により、筐体 6 1 を保持する手が疲れてきた等の場合は、筐体 6 1 を地面や机上等に置いて操作することができる。この際は、接地面 6 5 A を地面や机上等の上面に接触させることになるが、上述のように、筐体 6 1 を手で持っているときに接地面 6 5 A が概ね鉛直方向と平行であるため、筐体 6 1 を手で持っているときと地面や机上等に置いているときとで、筐体 6 1 の姿勢はほとんど変わらない。したがって、筐体 6 1 を置いた後も、筐体 6 1 を手で持っているときと同様の角度で表示部 4 0 を見ることができ、同様の操作感で操作部 2 0 を操作することができる。

【 0 0 2 7 】

本実施形態の内視鏡装置 1 によれば、操作部 2 0 および表示部 4 0 が搭載された筐体 6 1 を、ベース部 6 5、正面部 6 6、および背面部 6 7 を備え、側面視において三角形状を呈するように構成しているため、ベース部を底辺として安定した状態で置くことができる。

30

【 0 0 2 8 】

また、上部領域 A u より下部領域 A d の質量を大きく、かつ前方領域 A f と後方領域 A r との質量比が所定範囲内となるように、内蔵物を筐体 6 1 内に配置しているため、グリップ部 6 8 を持って操作する際も置いた際と姿勢がほぼ同一となり、安定した操作を行うことができる。また、常に好適な角度で表示部 4 0 を見ることができ、表示部にヒンジ等の角度調整のための機構を設ける必要がなく、構造がより簡素で故障しにくい内視鏡装置とすることができる。

40

【 0 0 2 9 】

さらに、挿入部 1 0 が、背面部 6 7 のうち下部領域 A d に属する部位から下方に向かって延びているため、長尺な挿入部の重みや挿入部により生じるモーメントが、筐体 6 1 の姿勢を崩すように作用しにくい。したがって、長尺な挿入部を有していても、筐体を把持して安定した操作を行うことができる。

【 0 0 3 0 】

次に、本発明の第二実施形態について、図 5 を参照して説明する。本実施形態の内視鏡装置と上述の内視鏡装置 1 との異なるところは、筐体における指掛け穴の形状である。なお、以降の説明において、既に説明したものと共通する構成については、同一の符号を付して重複する説明を省略する。

50

【0031】

人間工学（エルゴノミ）（Ergonomics）を考えた場合、操作者の指の太さは、かなり大きな指の太さまで想定する必要がある。その場合、指掛け穴は、かなりの大きさとなり、装置の大型化に繋がる。そこで、本実施形態では、指掛け穴に係止部を設けることによって指掛け穴を小さくし、装置自体の小型化にも寄与することができる構成としている。

図5は、本実施形態の内視鏡装置81の筐体82を示す左側面図である。筐体81の基本的構成や内蔵物の配置態様は、第一実施形態の筐体61と概ね同様であるが、指掛け穴83の側面視における形状は、一般的な大きさの指4本を並べて挿入できない程度に設定されている。その代わりに、指掛け穴83の下端部において正面部66の下面が切りかかれており、指掛け穴83の一部が正面部上面66Aに向かって延びる係止部83Aとされている。

係止部83Aは、正面部66の幅方向に延びる溝状に形成されており、当該溝形状の幅および深さは、一般的な大きさの指1本を係止部83A内に配置できる程度に設定されている。正面部66は、係止部83Aが形成された箇所のみ厚みが小さくなっている。

【0032】

使用者が筐体82を把持する際、拇指以外の4本の指を指掛け穴83に挿入する点は、第一実施形態と同様であるが、このとき、図5に示すように、1本の指は係止部83A内に配置され、他の3本の指は、指掛け穴83のうち、正面部66と平行に延びる部位に並べて配置される。係止部83A内に配置される指は、使用者が適宜決定できるが、係止部83Aが下端部にあるため、小指を配置するのが最も自然であり、かつ好適にグリップ部68を把持できるため、好ましい。

【0033】

本実施形態の内視鏡装置81においては、正面部66の一部を切り欠くことで指掛け穴83に係止部83Aを設けている。これにより、第一実施形態同様、指掛け穴に4本の指を挿入して良好に筐体82の保持を可能としつつ、筐体の高さ方向における指掛け穴の寸法を第一実施形態よりも小さくすることに成功している。その結果、ベース部65の厚みを変化させずに、筐体の高さ寸法を減少させることができ、内蔵物の収容スペースを大きく減じることなくさらに筐体部を小型化することができる。

【0034】

本実施形態において、係止部を設ける部位は、指掛け穴の下端部には限定されない。例えば、図6に示すように、指掛け穴83の上端部に係止部83Bが設けられてもよい。この場合は、筐体の前後方向における指掛け穴の寸法を小さくすることができ、筐体の前後方向の寸法を減少させて小型化することが可能である。ただし、この場合は、正面部の長手方向中央付近の厚みが小さくなるため、若干内容物のレイアウトが困難になる可能性がある。したがって、正面部により多くの内容物を配置したい場合は、下端部に係止部を設ける方がデッドスペースとなりうる領域が小さくなり、好ましい。

【0035】

以上、本発明の各実施形態を説明したが、本発明の技術範囲は上記実施形態に限定されるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲において各実施形態における構成要素の組み合わせを変えたり、各構成要素に種々の変更を加えたり、削除したりすることが可能である。

【0036】

例えば、本発明の内視鏡装置は、必ずしも防爆仕様である必要はないため、そのような場合は、基板の上面を樹脂層で封止しなくてもよい。

【0037】

また、湾曲機構も、ジョイスティックの操作で操作部材を直接進退させるものに代えて、電気的入力を行うジョイスティックの入力に応じてモータ等で操作部材の巻き取りおよび繰り出しを行う、電動式の湾曲機構が搭載されてもよい。この場合は、モータ等の比較的質量の大きい内蔵物をベース部内や背面部内の下方に配置することで上述の質量配分を

10

20

30

40

50

実現すればよい。

【 0 0 3 8 】

また、上述の各実施形態では、挿入部が、筐体の背面部において、下部領域に属する部位に接続されている例を説明したが、背面部における筐体の高さ方向中央部に接続されても一定の安定化効果を得ることができる。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 9 】

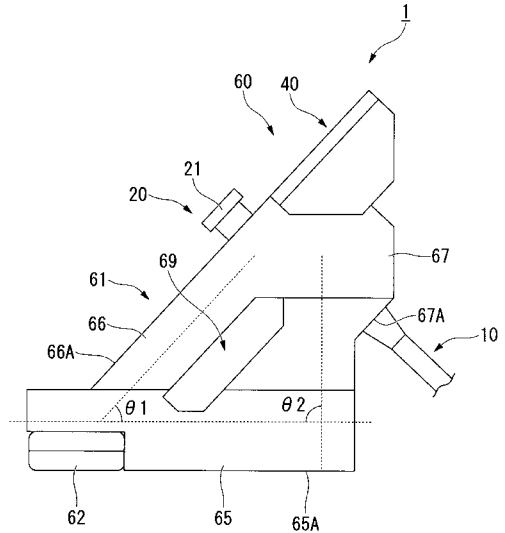
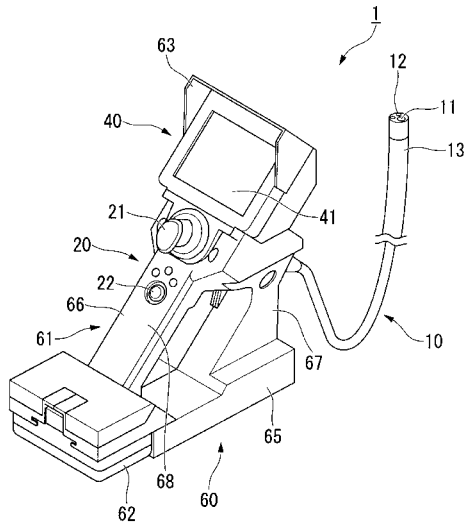
- 1、81 内視鏡装置
- 10 挿入部
- 11 撮像機構
- 20 操作部
- 40 表示部
- 61、82 筐体
- 62 バッテリー
- 65 ベース部
- 65A 接地面
- 66 正面部
- 66A 上面
- 67 背面部
- 69、83 指掛け穴
- 83A、83B 係止部
- Ad 下部領域
- Af 前方領域
- Ar 後方領域
- Au 上部領域

10

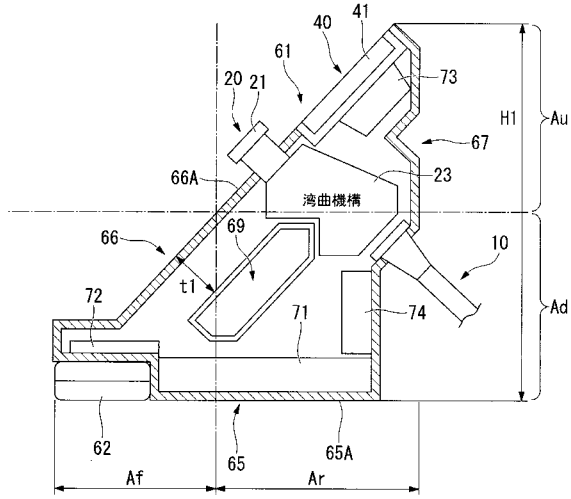
20

【 図 1 】

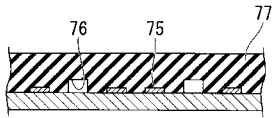
【 図 2 】



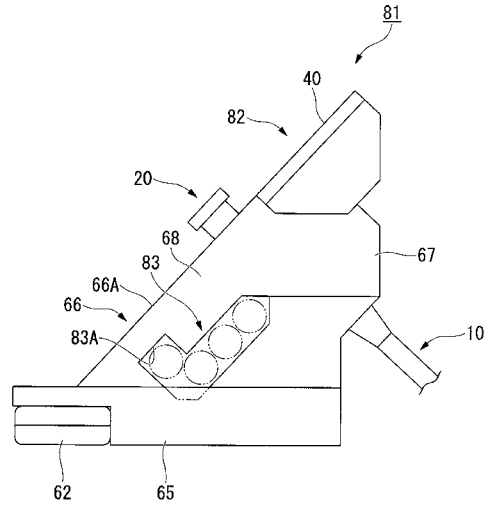
【 図 3 】



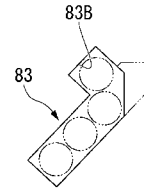
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

(72)発明者 神崎 和宏

東京都渋谷区幡ヶ谷 2丁目4番2号 オリパス株式会社内

(72)発明者 小松 久展

東京都渋谷区幡ヶ谷 2丁目4番2号 オリパス株式会社内

Fターム(参考) 2H040 DA14 DA21

4C161 AA00 BB00 CC06 DD03 FF11 GG13 JJ06 LL02

专利名称(译)	内窥镜检查设备		
公开(公告)号	JP2015147097A	公开(公告)日	2015-08-20
申请号	JP2015098580	申请日	2015-05-13
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	奥林巴斯公司		
[标]发明人	神崎和宏 小松久展		
发明人	神崎 和宏 小松 久展		
IPC分类号	A61B1/00 A61B1/04 G02B23/24		
FI分类号	A61B1/00.300.B A61B1/04.372 G02B23/24.A A61B1/00.300.A A61B1/00.650 A61B1/00.710 A61B1/00.714 A61B1/00.718 A61B1/05		
F-TERM分类号	2H040/DA14 2H040/DA21 4C161/AA00 4C161/BB00 4C161/CC06 4C161/DD03 4C161/FF11 4C161/GG13 4C161/JJ06 4C161/LL02		
代理人(译)	塔奈澄夫 铃木史朗		
其他公开文献	JP6017623B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

解决的问题：提供一种内窥镜装置，该内窥镜装置具有即使插入部较长也能够稳定地操作的壳体。内窥镜装置(1)具有在其前端具有可弯曲的摄像机构的细长的摄像部(10)，用于显示由该摄像机构获取的图像的显示部(40)，以及插入部(10)。设置用于进行弯曲操作的操作单元20，在其前侧容纳有显示单元和操作单元的壳体61，并且在与其前侧相反的后侧连接有插入单元10。平行于基部65的第一部分在侧视图中包括具有65A的基部65和与插入部10连接的背面部67，并且该第一部从基部65沿高度方向穿过中点。当将壳体61的在基部65侧的区域称为下部区域并且将与基部65相对的区域称为以边界平面为边界的上部区域时，插入部10属于背面部67的下部区域。它从高度方向上的部分或中央部分沿高度方向向下延伸。[选择图]图2

(21) 出願番号	特願2015-98580 (P2015-98580)	(71) 出願人	000000376
(22) 出願日	平成27年5月13日 (2015.5.13)		オリンパス株式会社
(62) 分割の表示	特願2011-111228 (P2011-111228)の分割		東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4番2号
原出願日	平成23年5月18日 (2011.5.18)	(74) 代理人	100106909 弁理士 棚井 澄雄
		(74) 代理人	100064908 弁理士 志賀 正武
		(74) 代理人	100094400 弁理士 鈴木 三義
		(74) 代理人	100086379 弁理士 高柴 忠夫
		(74) 代理人	100139686 弁理士 鈴木 史朗
		(74) 代理人	100161702 弁理士 橋本 宏之